

トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人千葉県トラック協会（以下「千ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）が、睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査を受診した場合、検査費用の一部を助成することとし、事業者の行う交通安全対策を奨励することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、会費の未納のない事業者とする。

(指定検査機関)

第3条 指定検査機関は、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が指定する検査機関とする。

但し、全ト協の指定条件を全て満たす検査機関は、別途指定検査機関とすることができる。

(助成対象検査)

第4条 助成対象検査は、指定検査機関が行う睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査のうち、健康保険適用外である次に掲げる検査とする。

- 1) 第1次検査（簡易アンケートによるチェック、解析、判定）
- 2) 第2次検査（フローセンサ法やパルスオキシメトリ法等による簡易スクリーニング検査）

(助成対象)

第5条 助成対象は、平成28年6月1日から平成29年2月末日までに、検査を受診し、支払いを完了したものとする。

(助成金額及び助成上限人数)

第6条 助成金額は、下記のとおりとする。

助成上限人数は、県内営業所に勤務する運転手、荷役手を対象とし、1事業者当り被牽引車を除く会費請求台数×1.2名までとし、100名を上限とする。

- 1) 第1次検査費用の1/2（上限 500円）
- 2) 第2次検査費用の1/4（上限 1,000円）
- 3) 第1次検査及び第2次検査を同時に実施している場合は、合計費用の1/2、上限1,500円とする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする事業者は、様式1－1「トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査事前申込書」により平成28年12月末日までに申請を行い、その後、検査機関で検査を受診、支払いを完了し、様式1－4「トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成金申請書」により平成29年3月3日までに請求を行うものとする。

但し、当該年度の予算を超えた場合は、その時点で終了とする。

2. 前項の申請には、千ト協の定める必要書類を添付するものとする。

(助成金の交付)

第8条 千ト協は、助成金交付申請があった場合は、その内容を審査し、妥当と認められる場合には、原則として予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第9条 千ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- 1) この要綱その他千ト協が定める事項に違反したとき
- 2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(そ の 他)

第10条 この要綱に定めるもののほかに、その運用に関して必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則) 本要綱は、平成18年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成19年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成20年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成21年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成22年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成23年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成24年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成25年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成26年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成27年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成28年4月1日より実施する。